

第3回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和3年8月4日（水曜日） 午後1時30分～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者

公益代表委員 : 3人
労働者代表委員 : 3人
使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額について、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回と同じ30円を提示する。

低い水準で生活をされている方々に生活の安心を与えられるような、格差と貧困、社会的な問題を解決できるような金額を目指す必要がある。

家族構成、雇用形態などにかかわらず、貧困による生活苦のない社会、また、県民誰もが安心して暮らせる地域づくりのためにはリビングウェイジの950円を達成することは不可欠である。何年かけてでも少しずつ前進することが重要だと考えている。他局の審議状況を非常に注目しており、その中で注目していた本日の山口県の審議結果がまだ出ていないため据置きとする。

【使用者側の意見要旨】

前回0円を提示したが、前回提示額より5円増額の5円を提示する。

賃金改定状況調査のいわゆる第4表のCランクの賃金上昇率0.5%を適用すると4.17円の引き上げとなり、切り上げてプラス5円とした。影響率等を勘案していわゆる失業者とか、事業廃業とか、そういったことが大きく影響されないように、い

ろいろな支援策を強く訴えるという条件付きでこの金額額提示となる。

中央最低賃金審議会の目安金額 28 円の根拠が不明で到底納得がいかないが、他局の状況を聞くと使用者側が全員反対で 28 円で結審している。中央の審議会が言うなら 28 円という結論では審議する意味はなく、やり方自体に無力感を感じている。地方の実情、声を中央の審議会に理解してもらう方法はないのかと思う。地方の実情としては、雇用調整助成金を多くの企業が申請しているのは企業内失業が多く発生しているということである。支援策の拡充、簡便な手続きを強く求める。

(2) 部会長より労側に再検討の提案があったところ、労側は個別に検討し、岡山県最低賃金額について、労側委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

根拠はないが使側の方への敬意を表すという意味で1円下げて29円を提示する。

(3) 部会長から労側の意見を使側に伝え、使側に再検討の提案があったところ、使側から新たな意見はなく、双方とも新たな金額が提示できず、次回引き続き審議することとなった。

6 配付資料 なし